

千代田区デジタル活用提案制度 募集要領

1 目的

千代田区（以下「区」という。）は、区民や企業等の声を反映させることで、従来の発想にとらわれない新たな視点から、デジタル技術を活用した地域の課題解決や行政サービスの向上を図ることを目的として、区民によるデジタル活用提案制度（以下「本制度」という。）を実施する。

2 対象者

（1）提案者となることができる者

次のアからウまでのいずれかに該当する者を対象とする。なお、単独でもグループでも提案者となることができる。

ア 提案日時点で区内に住所を有する者

イ 提案日時点で区内へ通勤・通学している者

ウ 提案日時点で区内に活動拠点を有する法人その他の団体

（2）提案者から除外する者

次のアからエまでのいずれかに該当する者は、提案者となることができない。

ア 千代田区職員

イ 千代田区議会議員

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団をいう。）関係者

エ その他、区長が適当でないと認めた者

3 募集する提案

（1）対象事業の要件

次のアからウまでの全ての要件を満たすものを対象とする。

ア デジタル技術を活用し、地域の課題解決や行政サービスの向上に繋がる取組み

イ 原則として単年度事業であるもの

ウ 1事業あたりの上限額は、1,000万円とする。

（2）対象事業から除外するもの

次のアからケまでのいずれかに該当すると認められるものは、対象事業から除外する。

ア 営利目的又は特定の個人若しくは団体のみが利益を受けることを目的とするもの

イ 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とするもの

ウ 現金給付又は施設整備を目的とするもの

エ 公序良俗に反するもの

オ 2で定める提案者の要件を満たさない者が提案したもの

カ 5で定める提案方法によらずに提案されたもの

キ 区の施策として存在している、又は実施予定と認められるもの

ク 事業実施が不可能なもの

ケ その他、区長が適当でないと認めた提案

4 募集期間

区の設定する任意の期間

5 提案方法

提案書類（別添様式：提案様式）を作成のうえ、別に定める募集期間中に、次の（１）または（２）の方法により、提案を行うものとする。

（１）インターネットによる提出

区公式ホームページに掲載する専用の応募フォームへ入力し、送信する。

（２）郵送による提出

提案書に必要な事項を記載し、区が指定した宛先へ郵送する。

6 提案後の流れ

（１）審査方法

提案内容は、区において以下の視点により審査し、区民の投票の対象となる提案（以下「投票対象事業」という。）を決定する。なお、審査にあたり、必要に応じて提案者にヒアリング等を行う場合がある。

また、必要に応じて学識経験者等に意見を聴取し、参考とする場合がある。

ア 一次審査

本制度の趣旨に沿った提案となっているか。３に掲げる除外すべき項目に該当していないか等を確認する。

イ 二次審査

以下の項目に着目して審査する。

審査項目	審査の視点
事業効果	・具体的な効果が想定されているか。 ・波及効果が見込めるか。 ・事務の省力化や区民サービスの向上につながるか。
独自性	・行政だけでは生み出せない付加価値があるか。 ・独自の魅力ある企画内容が含まれているか。
公共性	・行政が行う公共性を有しているか。
実現性	・実現可能な事業計画であるか。
経済性	・想定事業費に対して十分な事業効果が見込まれるか。

（２）提案の取扱い

事業内容は、提案の趣旨を踏まえた上で区が修正・変更を行う場合がある。

なお、提案内容の審査結果や選定経過などに対する個別の回答は行わない。

7 区民による投票

6において決定した投票対象事業について、区民による投票を行い、投票結果を踏まえ、

予算案に計上する事業を区長が決定する。

(1) 投票することができる者

ア 投票することができる者（以下「投票者」という。）は、別に定める投票期間の最初の日において、満 18 歳以上であり区内に住所を有する個人とする。

イ 2 (2) に掲げる者は、投票者から除外する。

(2) 投票方法

投票回数は、区民一人につき一回までとし、投票は取消不可とする。

(3) 提案者への規制

提案者は、投票期間が終了するまでの間において、自らが提案者であることを公表することはできない。投票対象事業の提案者は、投票者に対し、自らが提案した事業に投票するよう呼びかけることはできない。

8 審査結果の公表

予算案に計上する事業は、予算案の発表時に区長が公表する。

9 議会の議決

事業案は、千代田区議会における議決をもって確定する。なお、提案の事業化にあたり事業者との契約が必要な場合、別に公正かつ適正な契約事務（入札等）によって事業者を選定する。

10 権利の帰属

本制度において提案されたものに係る権利は、全て区に帰属するものとする。

なお、提案に含まれる発明、実用新案、意匠及び商標に係る産業財産権については、権利者に引き続き帰属する。

11 その他

(1) 提案に係る一切の経費（人件費、資料作成費、調整費、交通費等）は、提案者の負担とする。

(2) 提案内容に提案者または第三者の知的財産権が含まれる場合は、明示すること。

(3) 提案者は、事業提案の内容が第三者の知的財産権を侵害しないものであることの責任を負う。第三者の知的財産権を侵害していた場合は、区は一切の責任を負わない。

(4) 提案の提出から事業の実施までの過程の中で、区から提供のあった情報については、その秘密を保持のうえ、区からの承諾があった場合を除き、第三者への提供は行わない。

(5) 千代田区情報公開条例（平成 12 年 3 月 28 日条例第 37 号）に基づく開示請求があり、保護されるべき知的財産権を除いて区が開示すべきと判断した情報については公開する。

(6) 本制度により保有する個人情報については、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、適切に処理する。

(7) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。